平成２５年（フ）第１２６号
大阪府岸和田市八幡町１番７―108号
債務者　須原　亜衣（旧姓長岡・伊集院）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
大阪府泉佐野市長滝1110番地の６
債務者　小西　慶美
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
大阪府泉南市信達市場2112番地
債務者　笹谷令伊子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
大阪府岸和田市中井町３丁目17番８―106号
債務者　上園　昌彦（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
大阪府岸和田市箕土路町１丁目３番24―205号、前住所大阪府泉南郡岬町淡輪1538番地の１
債務者　山瀬　誠司
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
大阪府和泉市山荘町1299番地マザーグース108
債務者　山瀬　健司
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
大阪府岸和田市中井町１丁目17番11―106号
債務者　藤池　真理
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
大阪府岸和田市箕土路町１丁目13番21―106号、前住所大阪府岸和田市中井町１丁目５番14号
債務者　新田　行弘
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
大阪府岸和田市土生町77番地医療法人聖志会渡辺病院、住民票上の住所大阪府富田林市喜志新家町１丁目８番38号
債務者　岡田　　芳
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
奈良市北永井町389番地の１　ロイヤルシャルム松岡105号
債務者　辻本　恵子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３９号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目１番46号202号室
債務者　鶴羽　梨乃
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５７号
奈良市三条町606番地の76　奈良ハイタウン２―206号
債務者　與田　和直
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１６０号
熊本市中央区黒髪１丁目５番63―202号、前住所熊本市西区中島町８番地４
債務者　石井　理香
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１号
山口県美祢市伊佐町伊佐4608番地１
債務者　藏永美智子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２３号
山口県宇部市大字際波392番地32　シャーメゾンフィオーレ103、住民票上の住所山口県宇部市大字東須恵3853番地13
債務者　青木　泰子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１２３号
福岡県大牟田市西浜田町11番地11
債務者　高野　正幸（旧姓広木）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第４号
福岡県大牟田市天領町１丁目33番地　オレンジコーポ101号
債務者　古賀　麻紀（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
福岡地方裁判所大牟田支部